

いじめ防止等のポイント

(1) いじめ防止のための措置

- ・「いじめは、起こり得る」という認識を、すべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
⇒ 教職員自身が、生徒に対する言葉遣いや接し方に気を付ける。
- ・人権教育・道徳教育 ⇒ 人権の尊重や思いやりの心を育む道徳教育、様々なかかわりを深める体験教育（学校行事・生徒会活動・ボランティア活動・通学路清掃・地域での文化活動等）を充実させ、積極的に参加させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。
- ・教職員の気づきが基本 ⇒ できる限り、生徒たちと場を共にすることが重要

学級担任等

- ・いじめの問題について、道徳や学級の時間等で日頃から「いじめは許されない行為」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・道徳や学級の時間等の時間を利用して、いじめ問題の項目を扱い、生徒自身に問題意識を持たせる。
- ・教科担任等その他の教員からのいじめ（疑い）の情報を得たときは、必ず記録して、別の教科担任等に情報を伝え、未然に防止できるように体制をつくる。
- ・授業の空き時間等を利用して、自クラスの巡視を行う。
- ・学級通信等を通じ、いじめに関する事項を取り上げ、保護者にも問題意識を持ってもらうようにする。また、保護者からの様々な情報が得られるように、信頼関係をつくる。
- ・生徒一人一人が校内外において、有用感や存在感を持つことができるように、係・役員等を積極的に体験させ、居場所づくり・絆（仲間）づくりの機会を多くつくる。
- ・どの生徒も大切にされる学級経営を目指す。

一般教科教諭

- ・生徒が失敗したり誤った時に、嘲笑したり揶揄することがないように指導する。
- ・授業中の悪ふざけ行為（例、消しゴムの小片を投げ合う）を見逃さず、適時に注意指導しておく。悪ふざけがいじめに繋がる恐れがあるからである。

保健体育教諭（実技）

- ・過度の欠席がある場合、学級担任と連携し、体育授業日に限ったものなのかどうかを確認する。

- ・見学が増加傾向の生徒には、見学中や放課の時間など、その生徒に嫌がらせなどの行為をする生徒がいないか様子を観察する。
- ・忘れ物は単に忘れたのではなく、誰かに勝手に使用されて戻ってこない場合や、いたずらで隠されている場合もあるので、学級担任と連携を図り、継続的に観察する。
- ・体操服やシューズは他人のものを身に着けさせない。
- ・連続時間の放課中は、ボール等の取り扱いに十分に注意し、約束事を守らせるように指導する。

実技科目教諭（実習等）

- ・生徒個人に課せられた課題や作業は必ず自分でやらせる指導をする。できないからと安易に手伝ってもらえないようにする。できない生徒やわからない生徒は必ず、教科担任に申し出るように徹底する。
- ・用具・教材など他人のものを使用させない。
- ・教室から離れ開放的な気分になりやすいため、より注意深く観察、注意する必要がある。

養護教諭

- ・性格、能力、容姿、環境などの違いがはじめにつながらないように、保健室だよりや保健指導等、学校教育の場を利用してそれぞれには個人差があることを指導し、自己を受け入れ他者を尊重する姿勢を作る。また、それぞれの場面において「命の大切さ」を取り上げる。
- ・精神的に不安定であり、心身ともに疲れやストレスを感じている生徒の発散の矛先が、他の生徒に向きはじめにつながることをないように、カウンセリングができる環境を整える。

情報担当教諭

- ・インターネットサービスを利用したいじめについてどのようなものがあるのか、教員が正しく理解するとともに、生徒に情報科目の授業を通して、どのような行為がはじめにつながるのか、またはいじめ行為になるのかを理解させる。
- ・教員が積極的に新しいコミュニケーションツールの技術を理解し、生徒へ「先生は知っている」という意識を持たせることが重要である。
- ・生徒や保護者、または教職員に対しての研修会、勉強会を開催し、新しいコミュニケーションツールの特徴や正しいインターネットの利用方法、マナーなどを周知する。

生徒指導担当

- ・いじめの問題について職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

- ・授業の空き時間等を利用して、校内の巡視をする。
- ・道徳や短縮授業中の時間を利用して、情操を豊かにすることや人権尊重と道徳意識の高揚を図る内容の講演やビデオ学習を実施する。

管理職

- ・いじめの問題について、職員会等で日頃から「いじめは許されない」という雰囲気为学校全体に醸成するようにする。
- ・生徒個々が有用感を持つことができるような、クラス運営や学校行事、生徒会活動を計画的に取り組むようにする。
- ・いじめの問題について、生徒が自主的に取り組むことを推進する。

(2) いじめ早期発見のための措置

- ・日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について家庭との連絡を密にし、信頼関係を築いておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。
- ・心理検査の結果に基づいて、留意生徒の情報を職員で共有する。
- ・いじめは教職員の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにすることが必要である。
- ・中学では教科担任制ということもあり、担任以外の教員がいじめを発見することが多いので、教職員間の情報の共有が大切である。
- ・いじめは目につきにくい時間帯や場所を選んで行われているので、休み時間や昼休み、放課後などの雑談等の機会に生徒たちの様子に気を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
生徒達と共に過ごす機会を積極的に設け、生徒と会話することに努める。

学級担任等

- ・日常観察を徹底。生徒のいつもと異なる様子を見逃さず、気づけばすぐに声を掛ける。
- ・生徒の授業中の様子について、教科担当者との情報交換を頻繁に行う。
- ・級長、副級長をはじめとする情報収集のできる生徒との関係づくり。
- ・学期はじめの一週間前後の時期に、個人面談を実施する。
- ・全校生徒対象に生活（いじめ）アンケートの実施。

一般教科教諭

- ・授業中からかいや、ひやかしを受ける生徒については、注意深く観察し、侮辱的ま

たは自尊心を傷つけるような言動がないか注意する。

- ・授業中にからかいや、ひやかしを頻繁に受ける生徒は、クラス担任に連絡する。

保健体育教諭

- ・いじめの内容は、殴る・蹴るなどの肉体的苦痛を与えるものから、話しかけない・相手が嫌がる言葉で攻撃する・汚すなどの精神的苦痛を与えるものまで多様にわたるので注意深く観察する。
- ・教員の目を盗み、対象生徒に対し嫌がらせを繰り返す。ちょっかいを出している場合、関係が良好な場合もあるので、相手の態度や表情をよく観察する。
- ・放課中はいじめ行為が起こりやすい時間なので、できるだけ目を離さないことが望ましい。
- ・以下注意すべき生徒の行動
 - ①自由にチームを編成できる場合、いじめ対象生徒を同じ班に引き込む。
 - ②チームごとの練習やゲームの際、いじめ対象生徒に対して、ボールを回さないなどの無視をする。
 - ③ゲーム中、不可抗力と見せかけて故意に体当たりや妨害をする。
 - ④故意に受け取れないようなパスを出すなどミスを誘発させ、ミスをしたときに罵倒する。
 - ⑤授業中にトイレを申し出て、いじめ対象生徒を呼び出す。
 - ⑥技能の劣る生徒への冷やかしを繰り返す。(ゲーム中はプレーしている生徒と同時に待機中の生徒にも目を配る。)

実技科目教諭(実習等)

- ・生徒のちょっとした変化を見逃さない。気づけばすぐに声を掛ける。
- ・特に実習レポートについては他の生徒に、やらせる(強要)ということも考えられるため、筆跡をよく確認する必要がある。また授業中の机間巡視を増やして未然に防止する。

養護教諭

- ・保健室に来室した生徒の怪我の部位や程度をよく確認し、他者から危害を加えられている可能性がある場合にはすぐに担任に報告する。
- ・保健室に来室した生徒との雑談の中にも注意を払い、いつもと何か違うと感じた時はその機会を捉え、悩みを聞く。
- ・来室記録をとり、不定愁訴等で頻繁に来室する生徒に注意を払い、担任と情報交換をする。

- ・保健室がいじめ被害者の逃げ場となるよう、日頃から環境や雰囲気作りを行う。
(「いじめは許さない」という内容の掲示物を貼るなど)

情報担当教諭

- ・ネット等を利用したいじめの場合、いじめとの認識が浅い状態での報告・相談による発覚が多い。生徒から相談があれば、ただちに内容を確認する。
- ・協力してくれる生徒との信頼関係を築くことが、早期発見の近道となる。たとえば、級長、副級長などを中心に、教員（担任）と協力関係をつくる。ただし、協力してくれる生徒はいじめの対象にもされやすく、とくに十分な配慮が必要になる。

生徒指導担当

- ・いじめの兆候、疑いのある場合は、速やかに個別にアンケートや面談を実施し、いじめの有無について、生徒指導担当を中心に調査を行う。
※記名・無記名・封書・持ち帰りなど、状況に応じて十分な配慮をする。
- ・面談やアンケート調査を行い、学級内での人間関係（グループ化）を把握することに努める。

管理職

- ・生徒と保護者と教員の三者のコミュニケーションまたは、家庭・学校間のコミュニケーションについて、相互の理解を得る関係作りに努めるように指導する。
- ・指導科、学年におけるいじめの調査等を積極的に支援し、早期発見につながる体制をつくる。
- ・生徒についての話し合いの場において、いじめについての情報の共有に心掛けるようにする。

(3) いじめに対する措置（別紙いじめ対応図参照）

- (さ) 最悪の事態を想定し
- (し) 慎重に
- (す) 素早く
- (せ) 誠意を持って
- (そ) 組織を挙げて対応する

学級担任等

- ・生徒指導担当を中心に被害生徒、加害生徒および第三者から事情聴取。複数の教員で事実確認。(担任まかせにしない)
- ・被害生徒、加害生徒双方の家庭に連絡。とくに被害生徒については家庭訪問等を実施

し、直接、話を保護者に伝える。

養護教諭

- ・暴力を伴ういじめの場合、被害生徒の怪我の処置を迅速かつ的確に行うとともに心のケアに努める。
- ・スクールカウンセラーと連携し、場合により公的相談機関、医療機関等を紹介する。

一般教科教諭

- ・授業中に著しく自尊心を傷つける行為や、侮辱する行為、またはいじめがある（疑い）行為が見受けられた場合には、毅然とした態度で、加害生徒を注意する。からかいや悪ふざけでは済まされないことを、十分に指導する。
- ・注意指導した効果が認められず繰り返す場合には、授業を一時中断して、加害生徒を呼び出し注意する。一人で困難な時は、他教員の応援を求める。
- ・被害生徒については、声を掛け心情的なケアを行う。いじめの事実が確認されれば、ただちに学年主任に報告する。

保健体育教諭（実技）

- ・いじめの疑いが認められた場合は、早期に担任・生徒指導担当に連絡・報告し、いじめの拡大を防ぐ。

実技科目（実習等）教諭

- ・いじめを発見した場合は、ただちに授業を中断して職員室に連絡する。

情報担当

- ・スマートフォン等のコミュニケーションツールを利用したいじめは、加害生徒がデータを削除する前に、迅速に証拠を押さえる（画面スクリーンショット：画面印刷することが重要である。）
- ・不正な写真の投稿や、第三者が被害生徒を特定できるような書き込みの投稿については、証拠を押さえた後、すぐに削除させる必要がある。

※一度インターネット上にアップされたデータを削除するのは容易ではない。インターネット掲示板を運営するサイトなどでは削除依頼をかけないと削除できないものも存在する。

生徒指導担当

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（「いじめ対策委員会」の設置）。
- ・被害生徒・いじめを通報した生徒を守り通すためにも、登下校・休み時間・清掃時間

放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

- ・被害生徒と加害生徒双方がクラスに復帰できる心理的な環境整備を行う。心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を目指す。

◇加害生徒

- ①正確な実態把握（当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する）。
- ②ひとつの事象に捉われず、いじめの全体像を把握する。
- ③心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を心がける。そして、いじめが人として決して許される行為ではないことを認識させる。被害生徒の心情に配慮して、出席停止とする場合もある。
- ④被害生徒が通常通りに学習できる状況が保たれており、安全に通学できる状態であれば、状況確認書（問題行動確認書）に基づきいじめ対策委員会を開く。

◇加害生徒保護者

- ①正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ②いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③生徒の改悛を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

◇被害生徒

- ①事実確認とともに、本人のつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②学校全体で保護し、心配や不安を取り除く。「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ③カウンセラー等の活用も含め、継続して心のケアにあたる。

◇被害生徒保護者

- ①発見したその日のうちに直接会って、事実関係を伝えると同時に具体的な対策を話し合う。
- ②学校の指導方針を説明し家庭の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ③家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

◇周りの生徒たち

- ①いじめの情報を提供した生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないような場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ②周囲の生徒や第三者から情報（アンケート調査や聞き取り調査）を得るときは、複数の教員で対応し、同じ時間帯で出来るだけ場所を分けて個々に聞き取りを行う。
- ③当事者だけの問題として捉えるのではなく、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

***重大事態に至る場合の対応**

※「学校いじめ防止等基本方針」に基づいて対応する。

管理職

- ・重大事態に至らないいじめについては、いじめ対策委員会において、いじめの内容について調査・審議し、被害生徒の速やかなクラス復帰、そして安心して学習できる体制を整えるように支援指導する。また、加害生徒についても、教育的な指導を講じて指導する。
- ・重大事態に至るいじめに該当する場合は、ただちに「いじめ対策委員会」において、いじめの事実について再調査を指示し、事実と確認できれば、「緊急対策本部」を設置し、対応を検討し実行する。
- ・被害者の聴取ができない場合等、十分な配慮が必要な場合には、関係専門機関への協力も依頼し対応する。